

### 法附則 4 条の 3 高齢任意加入被保険者

(出題傾向) ○: 択一式(H11.12.13.14.16.17.19) ◎: 選択式(一)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
○○	○	—	—	○	○	○	○	○	○○	

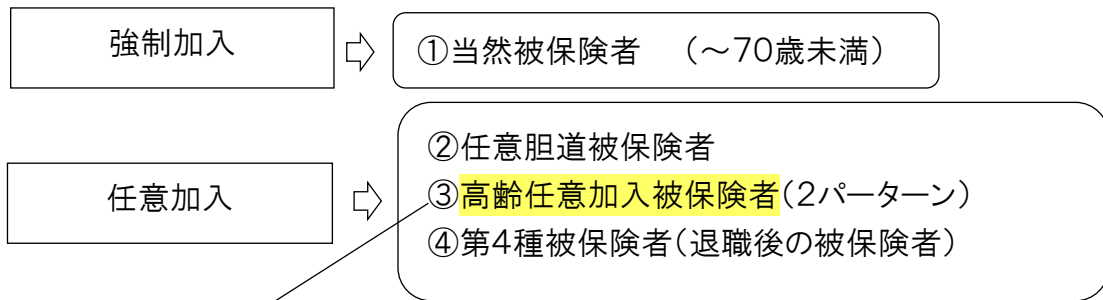


☑ 一定の要件に該当する70歳以上の者が、任意で厚生年金保険に加入できる制度が高齢任意加入被保険者になります。

☑ 70歳以上の老齢・退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しない者が、受給資格期間を満たすまで任意で加入することが可能です。

☑ 遺族給付や障害給付の受給権者の場合は、高齢任意加入被保険者になることは可能です。

☑ 事業所が厚生年金の適用事業所かどうかにより、手続や保険料の納付等の流れが異なります。



[2パターン]…70歳以上 かつ 老齢(退職)年金の受給権がない者

適用事業所に使用される者

適用事業所以外の事業所に使用される者

[適用事業所]

本人が実施機関に申出

(原則)被保険者が保険料の負担(全額)と納付義務

[適用事業所以外]

事業主の同意  
+  
厚生労働大臣の認可

事業主に保険料の負担(半額)と納付義務

[問題] 高齢任意加入被保険者の加入要件

	適用事業所の場合	適用事業所以外の場合
要件	下記(1)~(3)のすべてに該当する場合に被保険者となる。 (1) [ ① ]歳以上であること (2) 老齢厚生年金等の受給権を有しないこと (3) [ ② ]に申し出ること	(3) 事業主の同意+[ ③ ]の認可
資格 取得日	[ ② ]に申出が受理された日	[ ③ ]の認可があった日
保険料 負担	(原則)被保険者に保険料の全額負担・納付義務  (例外)事業主が同意した場合 ⇒事業主に保険料の半額負担及び納付義務	事業主に 保険料の半額負担及び納付義務

①70 ②実施機関 ③厚生労働大臣

将来に向かって同意の撤回が可能

[問題] 高齢任意加入被保険者を使用する適用事業所の事業主は、当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、かつ、当該被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意すること及びその同意を将来に向かって撤回することができるとされている。(○)

[問題] 適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者である高齢任意加入被保険者は、その住所を変更したときは基礎年金番号及び変更前の住所を記載した届書を5日以内に、日本年金機構に提出しなければならない。

(×) 5日以内⇒10日以内

[問題] 適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者である高齢任意加入被保険者は、その氏名を変更したときは基礎年金番号及び変更前の氏名を記載した届書に年金手帳を添えて10日以内に、日本年金機構に提出しなければならない。(○)

[問題] 高齢任意加入被保険者は、厚生労働大臣の認可があった日に資格を取得する。(○)

[問題] 遺族厚生年金の受給権者、障害厚生年金の受給権者でも、高齢任意加入被保険者となることができる。

(○) 高齢任意加入被保険者になれないのは、老齢(退職)年金の受給権を有している場合です。

[問題] 70歳以上の障害厚生年金の受給権者は、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者であっても、高齡任意加入被保険者となることができない。

(×) 障害厚生年金の受給権者であっても、要件を満たせば、高齡任意加入被保険者となることができる。

[問題] 高齡任意加入被保険者の加入要件は、適用事業所の場合は、実施機関に申出、適用事業所以外の場合は、事業主の同意と厚生労働大臣の認可が必要である。

ただし、70歳以上の者であって、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しないことも要件である。(○)

[問題] 適用事業所に使用される70歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しない場合、実施機関に申し出て、高齡任意加入被保険者となることができる。(○)

[問題] 適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢厚生年金、老齢基礎年金等の受給権を有しないもの(厚生年金保険法の規定により被保険者としないとされた者を除く。)が、高齡任意加入被保険者の資格を取得するためには、事業主の同意は必ずしも要しないが、実施機関に申し出る必要がある。

(○)「適用事業所に使用される70歳以上の者」+「老齢厚生年金、老齢基礎年金等の受給権なし」⇒実施機関に申出が必要

事業主に保険料の半額負担及び納付義務を依頼する場合は、同意が必要

[問題] 適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しないものは、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。障害厚生年金の受給権者は除外されていない。(○)

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しないものが、当該事業所の事業主の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けた場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

(×) 高齡任意加入被保険者となる。

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者が高齡任意加入被保険者になるには、事業主の同意を得たうえで、厚生労働大臣に対して申出を行うこととされており、その申出が受理された日に資格を取得する。

(×) 厚生労働大臣に申出⇒厚生労働大臣の認可

「適用事業所」なのか「事業所適用事業所以外の事業所」なのか注意が必要。

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者が高齡任意加入被保険者になるには、事業主の同意を得たうえで、厚生労働大臣に対して申出を行うこととされており、その申出が受理された日に資格を取得する。

(×) 厚生労働大臣に申出ではなく、厚生労働大臣の認可が必要で、厚生労働大臣の認可があった日に資格を取得します。

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される高齡任意加入被保険者が、老齡基礎年金の受給権を取得したために資格を喪失するときは、当該高齡任意加入被保険者の資格喪失届を提出する必要はない。(○)

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される高齡任意加入被保険者が、老齡厚生年金、国民年金法による老齡基礎年金その他の老齡又は退職を支給事由とする年金等の受給権を取得した場合には、翌日に資格を喪失する。

この場合には、資格喪失が保険者に明らかであるので、資格喪失届を提出しなくてもよいこととされている。(○)

[問題] 高齡任意加入被保険者を使用する適用事業所の事業主(第2号厚生年金被保険者及び第3号厚生年金被保険者に係る事業主を除く。)は、当該被保険者の同意を得て、将来に向かって、保険料を半額負担し、かつ、その保険料を納付する義務を負うことについての同意を撤回することができるが、この撤回によって高齡任意加入被保険者はその資格を喪失することはない。(○)

被保険者に納付義務がある場合

[問題] 適用事業所(第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者に係る事業主は除く。)に使用される高齢任意加入被保険者は、保険料(初めて納付すべき保険料を除く。)を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないときは、当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に、被保険者の資格を喪失する。(○)

[第1号・第4号厚生年金被保険者に係る保険料未納の場合の扱い]

	事業主に納付義務あり	被保険者に納付義務あり
初回	被保険者の資格に影響なし	督促状の指定期限までに保険料未納の場合 ⇒被保険者とならなかったものとみなす
初回以降		督促状の指定期限までに保険料未納の場合 ⇒ <u>当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に、被保険者の資格を喪失</u>



[具体例]…本来は、8月分の保険料は、**9月末日**までに納付する必要があります。



[督促状]  
指定期限…10月25日

**9月末日**に納付できなかった場合⇒督促状が送付(**指定期限**が明記)

⇒**指定期限(10月25日)**までに保険料を納付しなかった場合

⇒納期限の属する月の前月の末日(つまり、8月末日)で被保険者の資格が喪失されます。